

②子育てバリアフリーなどの推進

具体的施策

今後5年間の目標

建築物のバリアフリー化の促進

不特定多数の者が利用する公共性の高い建築物について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。

2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストックのうち、ハートビル法に基づく利用円滑化基準を満たすものの割合 **約4割**

★平成19年度までに達成
*15年度 約3割

▶ 国土交通省

公共交通機関のバリアフリー化の推進

交通バリアフリー法に基づき、公共交通機関における旅客施設や車両等のバリアフリー化を推進する。

1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設（鉄道駅・航空旅客ターミナル等）のバリアフリー化（段差の解消）の割合 原則として、**100%**

★平成22年までに達成
*15年度 44.1%

公共交通機関における車両等のバリアフリー化の割合
鉄道車両・軌道車両 **約30%**

*15年度 23.7%

ノンステップバス **20～25%**

*15年度 9.3%

船舶 **約50%** *15年度 4.4%

航空機 **約40%** *15年度 32.1%

★平成22年までに達成

▶ 国土交通省

歩行空間のバリアフリー化の推進

交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路において、バリアフリー対応型信号機の整備や歩道の段差、勾配等の改善を推進する。

1日の平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な道路、信号機のバリアフリー化の割合

道路 **約5割** *15年度 25%

信号機 **約8割** *14年度 約4割

★平成19年度までに達成

▶ 国土交通省・警察庁

あんしん歩行エリアの整備

死傷事故発生割合の高い地区約1,000箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施する。

エリア内の死傷事故の抑止割合 **約2割**（歩行者・自転車事故については**約3割**）

★平成19年度までに達成

▶ 国土交通省・警察庁